

保護者 各位

茨城県立鉾田第二高等学校長 田辺 宏行

夏季休業中の生活について(お願い)

盛夏の候 保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から本校の教育活動についてご理解とご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、7月23日(木)から8月31日(月)まで夏季休業(夏休み)となりますが、この休業は、生徒がゆとりの中で自己啓発に努め、自らの将来にわたる在り方生き方を考える上で有意義な機会です。その過ごし方については事前に年次集会やHR等で生徒に指導しております。

つきましては、保護者の皆様におかれましても、学校の方針をご理解の上、夏季休業中を健康で有意義に過ごせるよう下記事項等についてご指導くださるようお願い申し上げます。

記

1 学習について

前期考查の成績を振り返らせ、得意科目を伸ばすとともに、不得意科目を克服し、将来、お子様の進路が希望どおり実現できるように努力させてください。

また、学校より指示されている課題や課外授業(該当者のみ)については、未提出や欠席となりますと成績にも影響してくる事がありますので、計画的に取り組ませてください。

2 問題行動等の防止について

- (1) 『規則正しく有意義に生活する』ことを約束させてください。
- (2) 高校生らしい服装や髪型で外出をさせてください。
- (3) 飲酒・喫煙・薬物乱用は、心身への影響、法的規則等からも許されないことです。また、入れ墨は高校生としてふさわしくない、反社会的と捉えられるおそれのある行為です。特に長期休業中は非行に走らないように、生徒の行動についてご家庭で話し合い、監督して下さいますようお願いいたします。
- (4) 携帯電話・スマートフォンを使ったSNS・インターネットの使用に当たっては、以下のことを守らせてください。
 - ①公共の場での携帯電話・スマートフォンの使用マナーを守ること。
 - ②成人向けサイトや有害サイトへのアクセスをしないこと。
 - ③ゲーム等における課金要素は、金額を定める等の決まりを作り、むやみに利用しないこと。
 - ④個人情報特定されて身体的被害に遭ったり、写真を拡散すると脅されて不当な要求をされたりする事件が全国的に起きているので、個人情報、自分の顔や体の写真、他者の写り込んだ写真をメールで送信したりSNSに投稿したりしないこと。SNSで知り合った相手に求められたとしても、決して応じないこと。
 - ⑤誹謗中傷をメールで送信・転送したり、SNSに投稿したりしないこと。意図しない誤解からトラブルに発展することもあるので、対象を明らかにしない場合でも、誹謗中傷については厳に慎むこと。
 - ⑥鍵付きアカウントで第三者が誹謗中傷されている場合、誹謗中傷されている本人にその情報をそのまま伝える事は、必ずしも良い結果を生まない場合があるため、まずは周囲の大人に相談すること。
- (5) 夜間外出、外泊、危険箇所や不健全な場所(居酒屋、パチンコ店、雀荘等)への出入りが、「非行への入口」とも言われますので、出かける前にはどこへ誰と行くのか、何時に戻るのかを明らかにさせ、連絡を取り合うなどして約束を守らせてください。
- (6) よそのお子様に食事を提供する事や、宿泊させる事が続いたり、何をして遊んでいるのか干渉しなかったりすると、ご家庭がたまり場となり「飲酒」「喫煙」の引き金となることもありますので、お子様の交友関係にご注意ください。

- (7) 万引き、窃盗行為は、金額の多少によらず、社会において許されない犯罪行為であるということを、しっかりと認識させてください。
- (8) 学校では、「いじめは絶対に許されない行為である」との強い認識のもと、いじめの未然防止に努めています。不安や悩みがある場合には、いつでも担任や身近な教員に相談してください。
- (9) 暴走族の悪質性、危険性、反社会的勢力とのつながりを理解させ、暴走行為を「しない、させない、見に行かない」よう指導してください。
- (10) ナイフ等の危険物を所持・携帯しないように指導してください。また、エアガン等の取扱いにも十分注意をしてください。
- (11) アルバイトは本校の規則に従い、届け出が出ている場合に限り可能ですが、生活の大部分をアルバイトが占めることで学業に支障が出ることの無いよう、ご家庭でもご指導ください。

3 健康と安全について

- (1) 休業中は規則正しい生活を心がけ、暴飲・暴食を慎んで健康管理に注意させるとともに、治療を要する病気や虫歯等がある場合は、この期間中をぜひご活用ください。
- (2) 水難事故に注意してください。水難事故は死に直結しますので、くれぐれも事故の無いようご家庭でも指導をお願いいたします。
- (3) 交通事故、特に、自転車・原付バイクの安全な乗り方に注意してください。自転車や原付バイクを運転中に、スマートフォンの通話や操作をしたり、イヤホンを使用したりすることは道路交通法で禁止されています。スマートフォン、イヤホン使用をはじめ、自転車の道路交通法違反にも罰金が科されます。また、事故につながった場合はさらに高額な罰金が発生します。

原付バイクの免許取得に関しては、保護者の方とお子様と一緒に原付免許取得説明動画を視聴していただき、フォームを送信してからでないと受験できません。夏季休業中に原付バイクの免許取得を希望する場合は、担任に相談してください。

なお、免許を取得したら「免許取得届」を学校に提出してください。また、通学に利用する場合は通学許可を得てからになります。こちらも事前に担任に相談してください。

普通自動車運転免許取得のための自動車学校の入校は、3年生の10月以降です。夏季休業中は認められていません。免許取得（本検）につきましては、2月以降となります。

4 緊急時における連絡について

万が一、事故に遭遇または伝染病等に罹病した場合は、速やかに学校に連絡してください。

【連絡先】

茨城県立鉾田第二高等学校 学級担任・生徒支援部

電 話 0291(33)2171

学校閉庁日・週休日 8月12日(水)～16日(日)

緊急連絡先 茨城県高校教育課 029-301-5265

5 夏季休業終了後の指導について

- (1) 夏季休業明けは、学校生活への不適応が現れやすいことから、全教職員が生徒一人一人の頭髮・服装、表情や言葉づかい、学習や生活態度などの変化や健康状態について十分注意を払い、問題行動等に対する早期指導を徹底しますが、夏季休業中に発生した問題行動は、始業後の学校生活に持ち込まれることで指導が困難になる場合があります。保護者の方も、不安や悩みがある場合には、早めに担任にご相談ください。
- (2) 頭髮・服装につきましては、染色・脱色及び服装の乱れが認められる生徒に対して段階的な指導を行います。程度が甚だしい場合など、状況によっては帰宅指導（自宅に帰り、直してから登校すること）をすることがありますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

6 緊急情報メールの登録について（お願い）

不審者、防犯、交通安全、自然災害などについて緊急連絡を行っています。

詳しくは配付している登録方法を参考にしてください。ご不明な点は担任までお願いします。